

福井医療大学学生健康診断規程

(趣旨)

第1条 この規程は福井医療大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、健康管理室が行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

- 2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。
- 3 臨時健康診断は、校医が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

- 2 学生は、健康診断を受けなかったときは、校医の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を本学に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、校医に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 校医は、健康診断の結果を別表により区分し、学長に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学科長は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者がいるときは、校医と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

- 2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学長あてに診断書を提出しなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書が必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。